

答弁書第四号

内閣参質七四第四号

昭和四十九年十二月二十四日

内閣総理大臣 三木武夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員源田実君提出皇室の尊厳維持に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員源田実君提出皇室の尊厳維持に関する質問に対する答弁書

一、について

御指摘のような文書は、表現の自由を濫用したもので、かかる文書の発行は、誠に遺憾である。しかしながら、これが例え名誉毀損罪ないしは侮辱罪に該当するとしても、告訴して裁判がなされる過程において、かえつて皇室にいらざる迷惑の及ぶおそれもあり、告訴については、慎重を期すべきものと考ええる。

二、について

この種のもものは、一般世人にとっては、およそ読むに堪えぬものであり、正にほうまつのごとく消え去るものと思われるので、あえて公的な措置をとらないのが良策と考える。